

を締結して、自らがその当事者となって運送をする義務を負うことである。自己のために運送する場合はもちろん、他人のためにする場合であっても、もっぱら賃金を得る目的で運送労務に服する者は運送人ではない。

5 運送人は運送の引受けを業とする者である。運送人は運送営業をする者であって、営利を目的として、運送の引受けを継続的に行う者であることを要するものであるから、営利を目的としないものまたは継続的行為の1つとして行うものでなくまったく機会的に行うに過ぎないものは運送人ではない。しかしやしくも運送の引受けを営業としている以上は、他の営業を兼ねている場合であってもなお運送人であるから、国家または公共団体が運送営業を行う場合においても、商法上は運送人にはかならないのである。国家または公共団体の経営する運送事業であっても、報酬を得る目的で行う営利事業としての性質を否定することはできないので、この経済的性質は私人が営む場合と何ら差異がないからである。——運送契約。運送品。(小林倉雄)

うんそうにんのぎむ 運送人の義務 運送人は運送契約の効力として契約の相手方のために適当なる方法で、旅客または物品を安全にかつ相当期間内に目的地まで運送し、これを完了しなければならぬ義務を負う。この義務を運送人の義務という。

運送人の義務の種類内容は契約によって一様でないが、商法・鉄道営業法・鉄道運輸規程にはつぎのものが規定されている。

(1) 貨物引換証交付義務 運送品が引渡されたときは運送人は荷送人の請求によって貨物引換証を交付することを要する(商法第571条第1項)。

(2) 商法第577・590条は運送人の義務について直接に義務の方から規定しないので、運送人が注意を怠った場合の責任の方面から規定している。しかしこの規定によって間接にはあるが、つぎに述べるような義務を負っていることを知りうるのである。

(7) 運送品受取義務 運送人が運送を実施するにはまず荷送人から運送品の引渡を受けなければならないのはいうまでもないことであるから、運送人は荷送人に対して運送品受取の義務を負い、これが受取を拒絶し得ない(商法第577条)。鉄道運送においてはただちに運送をなし得べき場合にかりり貨物を受取るべき義務を負うものである(鉄道営業法第8条)。(i) 運送品保管義務 運送人は運送品を自己の支配圏内に引取って安全にこれを運送し、もってこれを受取るべき者に引渡すことを約したものであるから、その間、善良な管理者の注意をもって運送品を適当に保管する義務を負うものといわなければならない。

保管義務は運送人が運送品を受取ったときに始まり、これを正当受取権者に引渡したときに消滅する(商法第577条)。(9) 運送品引渡義務 運送人は運送をなすことを引受けた者であるから、運送品が目的地に到着した場合には、遅滞なくこれを正当な権利者に引渡す義務がある(商法第577条)。運送人の運送品引渡義務は、荷送人に対する義務であると同時に荷受人に対する義務でもある(商法第583条)。また貨物引換証を発行した場合においては、荷受人はその資格においては運送品引渡請求権を有しないから、その場合は貨物引換証所持人に対する義務となる(商法第584条)。

すなわち運送人は貨物引換証と引換でなければ運送品の引渡をなし得ないから、貨物引換証を発行した場合には、これを伴わない運送品引渡請求については、運送人はかかる請求を拒絶すべき義務を負うものである。(11) 運送実行義務 運送人は契約にしたがって運送の目的物を、一定の場所から他の一定の場所へ移動させなければならない。この義務の内容は運送の目的物に相応した運送具・運送方法、その他運送に堪え得る諸設備を整えて、運送を相当の時期に開

始し、かつ相当期間内に終了しなければならない。相当の期間なりや否やは発送地における慣習にしたがい、慣習なき場合には取引通念により決定する(商法第577・590条)。鉄道においては物品運送につき発送期間・輸送期間・集配期間を合算して引渡期間とする制度がある(鉄道営業法第12条・鉄道運輸規程第31条)。物品運送順序についてはこれを鉄道の自由に一任しないことにし、鉄道の公平な利用を阻害するおそれがないようにという趣旨で、鉄道営業法第9条には運送品は運輸上正当の事由または公益上の必要ある場合を除き、運送のため受取った順序によりこれを運送しなければならない義務を鉄道に負担させている。

(3) 指図にしたがうべき義務 運送人は運送中、荷送人または貨物引換証の所持人またはその正当なる代理人の指図にしたがわなければならない(商法第582条)。運送中荷送人のなす指図とは運送品の取扱方、運送の中止、運送品の返還、運送契約上の荷受人以外の者に運送品の引渡をなすこと、その他の処分をいう。

(4) 通関義務 運送人は運送品につき通常輸送することに伴う行為、たとえば税関に関する手続をなすこと、また慣習ある場合には荷送人のために荷物を保険に付さなければならない。

(5) 損害賠償義務 上に掲げた義務を運送人が履行しない場合には、運送人は一般原則にしたがい、債務不履行による損害賠償の責任を負うべきものであるが、商法はこれに関し特別規定を設けている(商法第577・590条)。

運送人の義務は、(7) 荷受人または貨物引換証の所持人が留保をしないで運送品を受取り、かつ運賃その他の費用を支払ったとき。(i) 運送品にただちに発見することができない損または一部滅失があった場合において、荷受人が引渡の日から2週間内に運送人に対し通知を発しないときに消滅する。これは多数の運送関係の処理をなす運送人を長く不安定な状態におかぬためである。したがって運送人が悪意のときには適用がない(商法第588条第2項)。——引渡期間。運送品の引渡義務。運送人の注意義務。運送品の保管義務。運送品の受取義務。

参考文献 喜安建次郎著 鉄道運送法。田中耕太郎著 商行為法講義要領。田中誠二著 商行為法。石井照久著 商法中巻。松本恭治著 商行為法。小町操三著 運送法の理論と実際。

(松野勝三)

うんそうにんのけんり 運送人の権利 運送人が運送契約の相手方に対し契約上する権利をいう。したがって運送人の権利は契約の内容によって一定してはいないが、商法または一般原則によりつぎのものが認められている。(1) 運送品引渡請求権 運送人は荷送人に対して運送実行のため運送品の引渡を請求することができる。運送契約は諾成契約であるから運送品の引渡がなくとも契約は成立する。そこで運送人は運送品の受取義務がある反面、荷送人に対し運送品の引渡請求権を有するとするのが(法律の明文はないが)学者の通説である。したがってもし荷送人が運送人に対して遅滞なく運送品の引渡をしないとすれば、荷送人は債務者遅滞の責に任じ運送人に対し、よって生じた損害を賠償しなければならない。(2) 運送状交付請求権 運送人は荷送人に対し一定事項を記載した運送状の交付を請求することができる(商法第570条)。(3) 運賃請求権 運送人は特約のないときでも相当の運送賃を請求することができる(商法第512条)。すなわち運送人は運送契約にもとづき引受けた運送に対する報酬として、荷送人または荷受人に対し運賃請求権を有する。(4) 費用および立替金返還請求権 運送人は荷送人または荷受人に対してすでに支払った立替金その他の費用